

大阪市軽自動車税（種別割）図柄入り標識交付要綱

制定 令和5年2月20日

改正 令和5年6月29日

（趣旨）

第1条 この要綱は、2025年日本国際博覧会の機運醸成を目的として作製した図柄入り軽自動車税（種別割）標識（以下「図柄入り標識」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

（図柄入り標識の対象車種）

第2条 図柄入り標識の対象車種は、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）とする。

（図柄入り標識のデザイン）

第3条 別紙1のとおり

（交付方法、申請方法）

第4条 図柄入り標識の交付は、同一車両かつ同一納税義務者に対して1回限りとし、次の申請に基づき行うこととする。

（1）図柄入り標識と図柄のない標識から選択

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第125条第1項又は第2項の規定による申請において、その申請者に対して図柄入り標識又は図柄のない標識から交付を希望する標識の選択を求めることとする。

（2）図柄のない標識から図柄入り標識への交換

図柄のない標識の交付を受けた者が、図柄のない標識から図柄入り標識への交換を希望する場合、軽自動車税（種別割）標識交換申請書（別紙2）及び交付を受けている図柄のない標識の提出を求め、その提出があった場合に標識の交換を行うこととする。

（3）標識の再交付による交付

条例第125条第6項の規定による標識の再交付を受ける場合の申請において、その申請者に対して図柄入り標識又は図柄のない標識から交付を希望する標識の選択を求めることとする。

（交付期間）

第5条 図柄入り標識の交付開始日は、令和5年3月8日とする。交付終了日は、2025年日本国際博覧会の会期終了日（令和7年10月13日）までの日で、別途定める日とする。

（交付に係る費用）

第6条 図柄入り標識の交付に係る費用は、無料とする。ただし、第4条第3号に規定する標識の再交付を受ける場合は、大阪市市税条例施行規則第7条に規定する実費（標識1枚につき200円）を納付しなければならない。

（記念品の交付）

第7条 図柄入り標識を交付する際に、図柄入り標識の交付を受けた記念として「記念品」を併せて交付する。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

図柄入り標識のデザイン

- 1 条例第 116 条第 1 号アに規定する原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を除く。)
(白色)



- 2 条例第 116 条第 1 号イに規定する原動機付自転車
(薄黄色)



- 3 条例第 116 条第 1 号ウに規定する原動機付自転車
(薄桃色)



- 4 条例第 116 条第 1 号エに規定する原動機付自転車
(薄青色)

